

令和5年度入学料の徴収猶予の取扱いについて

経済的理由により入学料を納付期限までに納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者、入学前1年以内において、学資負担者が死亡又は風水害等の災害を受けた者、その他やむを得ない事情があると認められる者は、出願により選考の上、入学料の徴収猶予が許可されることがあります。

入学料の徴収猶予を希望する場合は、下記により出願書類を提出してください。

1 出願書類

(1) 入学料徴収猶予願（所定用紙）

2 出願期間（出願期間の最終日が締切日です。締切日を厳守してください。）

(1) 4月入学者：入学手続き期間 ～ 令和5年3月27日（月）

(2) 10月入学者：入学手続き期間 ～ 令和5年9月27日（水）

3 出願場所（申請用紙は郵送で提出してください。）

〒980-8576 仙台市青葉区川内4-1

教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係 TEL:022-795-4682

（川内北キャンパス 教育・学生総合支援センター1階④番窓口 平日 8:30～17:00）

(1) 申請は、簡易書留やレターパック※等、必ず記録の残る方法を利用し、郵送で提出してください。郵送の控は大切に保管しておいてください。

※レターパックは、ポストに直接投函できますが、集配時間によって消印が翌日になることがあります。締切日前日または当日は郵便局から送ることをお勧めします。

(2) 郵送書類の到着確認についてはお答えできません。追跡番号を使ってご自身で確認してください。

(3) 郵送の際、封筒の表に朱書きで「入学料徴収猶予願在中」と記入してください。

(4) 締切日当日消印のあるものまで受け付けます。期限を過ぎたものは受け付けませんのでご注意ください。

4 猶予期限

(1) 4月入学：9月15日まで

(2) 10月入学：3月15日まで

※納付金額は、282,000円です。（予定）

※各期日が土・日・祝日にあたる場合、最終期限は直前の営業日となります。

納付については、銀行振込み、又は所属学部・研究科での窓口納付になります。

なお、納付期限までに未納の場合は、除籍になりますので注意してください。

5 許可の結果は、10月下旬に学務情報システム (<https://www.srp.tohoku.ac.jp/sa/top.do>) により通知予定です。

受験記号番号

年 月 日

入学料徴収猶予願

総 長 殿

所 属 学部・研究科

学籍番号

氏 名

住 所 〒

携帯電話番号

入学後連絡の取れる住所・電話番号を記入してください。

_____年度（ 4月入学 ・ 10月入学 ）分の入学料を下記の理由により、所定の期日までに
（○で囲んでください。）

納付できないため、【徴収猶予】 について許可願います。

【申請理由】

経済的理由、学資負担者の死亡、風水害等の災害を受けた状況など詳細に記入すること。
